

京都市地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年10月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則

第1条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に改め、「京都市地域体育館使用許可申請書（別記様式）を市長（ ）を削り、「に管理を行わせる地域体育館にあつては、当該指定管理者。第3条及び第7条において同じ。）」を「（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者」に改め、同条第2項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第2条本文中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用料を納入した」を「その利用に係る料金を支払った」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第4条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「部分使用」を「部分利用」に、「使用料」を「料金の上限額」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に改め、同条第3項本文中「に係る使用料」を「の利用に係る料金」に、「使用する」を「利用する」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「納入させる」を「支払わせる」に、「ある」を「できる」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外中「使用料」を「地域体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用する」を「利用する」に改め、同条第3号中「使用日」を「利用日」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第1区分の欄中「使用する」を「利用する」に改め、同表使用料の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第2使用料の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「使用料」を「利用料金の上限額」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)